

## 令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

#### (1) 対象部局

南茅部支所

#### (2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年7月31日までに  
執行された財務に関する事務およびその他の事務

### 2 監査の期間

令和3年9月3日から令和3年12月27日まで

### 3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

#### (1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

#### (2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

財産貸付収入において、職員住宅のうち一般住宅の居住者の決定にあたっては、函館市職員住宅管理規則（昭和39年4月1日規則第2号）第7条第5号により「市長の指定する職員4人をもつて構成する機関において選考し、市長が承認する。」とされているが、南茅部支所では、規則に定める機関における選考を経ずに居住承認を行っていた。

このことは、事務を執行する際に規則を確認していなかったことが原因であることから、規則にのっとり適正な事務の執行を図られたい。また、現状の事務処理において特段の支障がないのであれば、実態に即した規則の改正についても関係部局と協議するなど検討されたい。